○農林水産省告示第千三百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十四年二月二十八日　第百二号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社日本畳表認定協会　福岡県三潴郡大木町大字八町牟田三番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

畳表

四　登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

福岡県、熊本県、広島県、岡山県

(2)　認定を行う事業所の所在地

福岡県三潴郡大木町大字八町牟田三番地

○農林水産省告示第千三百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字白木字南迫一八二四、一八二五、一八四五の一、一八五一、一八五二、一八五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南迫一八二四・一八二五・一八四五の一・一八五一・一八五二・一八五五の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町椎持字竹尾ノ向一六五一、一六五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹尾ノ向一六五一・一六五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小堀六〇二九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町馬立乙五五七の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬中央二五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬南五五四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字菅行四八〇一の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬南五五四二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字菅行四六九一・四六九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂四四九の三、五一〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため